

(公印省略)

30障第4505号

30高ケ推第2114号

平成30年11月1日

各登録研修機関の長 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長
(指定係)

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長
(介護人材係)

喀痰吸引等研修(第3号研修)における実務に関する科目の講師要件について(通知)

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、喀痰吸引等研修における実務に関する科目の講師については、これまで、厚生労働省通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)」(平成23年11月11日社援発1111第1号)に基づき、第1号及び第2号研修、第3号研修のそれぞれで必要な指導者向け研修の修了を要件としてきたところです。

今般、登録研修機関の登録数、研修実施回数が増加しており、実地研修の指導講師を十分に確保する必要があることなどから、別紙のとおり、講師要件を見直すこととしましたので、お知らせします。

第3号研修の登録研修機関におかれましては、今後、貴研修機関への研修申込者及び実地研修先の事業所に対しましても、その旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、第1号及び第2号研修の登録研修機関にあつては、当該見直しにより特段変更が生じるものではありませんが、参考として送付しておりますので申し添えます。